



2018春季生活闘争方針を確立! 連合長野第30回地方委員会開催

すべての労働者の立場に立って働き方を見直そう! 「底上げ・底支え」「格差是正」でクラシノソコアゲ!



連合長野は、1月19日(金)、松本市浅間温泉文化センターにおいて、2018春季生活闘争方針を決定する「第30回地方委員会」を開催した。地方委員・女性特別地方委員・地協特別地方委員など約90名(女性参画率16%)の出席のもと、井沢登史議長(JP労組)の進行により、活動経過報告、地協運動方針報告、春季生活闘争方針が提案され、複数の地方委員から、方針や運動課題に対する要望や意見が発言されるなど、前向きで活発な議論が行われた。



挨拶する中山会長

冒頭、中山会長は挨拶で、「2018闘争は賃上げの拡がり働き方の見直しを同時に推し進め、経済の自立的成長、包摂的な社会の構築人的投資の促進ディーセントワークの実現をめざす闘いである。労使が職場の課題にしっかりと向き合い取り組むことで社会全体を豊かにすることが春闘の役割であり、労働組合が社会・経済の問題解決をはかる起爆剤となる覚悟を持って臨む決意である」と述べた。

その後、根橋事務局長より、第1号議案「2018春季生活闘争方針(案)」について、月例賃金と賃金水準の絶対値にこだわり、「①賃金要求額は長野県内の37,593名の個別賃金調査の実態値を踏まえ、賃上げ要求の目安額は10,500円以上、②すべての労働者の立場に立った「底上げ・底支え」「格差是正」の実現と働き方の見直し、③すべての働く者の生活改善、格差是正に向けた政策・制度実現の取り組み、

④労使協議の定期・定例開催の確認、⑤非正規労働者の処遇改善を労使交渉のど真ん中に位置付ける」などが提案され、全会一致にて確認された。最後は、会場全体で中山会長による力強い団結ガンパローを三唱し、2018春季生活闘争がスタートした。



井沢議長(JP労組)

一質疑応答一

《宮西地方委員(JR総連)》

「ディーセントワーク」の実現、「底上げ・底支え」「格差是正」の実現のためにも、月例賃金の引き上げが必要である。ベースアップの本質である「一律」での引上げに拘った取り組みを進めていく決意である。



宮西地方委員(JR総連)

《荒岡地方委員(自治労)》

公務職場においても、非正規で働いている職員が「会計年度任用職員」へと変わっていく。「同一労働同一賃金」「底上げ・底支え」「格差是正」の点からも重要性をしっかりと認識し、連合に集う仲間とともに全力で取り組んでいきたい。



荒岡地方委員(自治労)

《根橋事務局長》

連合長野は、企業規模間格差・男女間格差・雇用形態間格差などあらゆる格差の解消をめざしている。賃金改善についてもベースアップの本質的な意味を拓ける取り組みを進めていく。自組織における賃金実態を踏まえながら、要求の根拠を明確にし、

それぞれの格差の解消に向けた実効性ある取り組みをお願いしたい。

また、民間労組の闘争結果が公務職場の労働条件や長野県最低賃金・特定最低賃金に大きく関連している。すべての働く皆さんの底上げに向けこのようなつながりを意識し、社会へ広く波及させるべく全力で取り組んでいく。



答弁する根橋事務局長

真の底上げ、底支えを進めよう! ～ 2018春季生活闘争研修会を開催～

地方委員会終了後、連合本部 南部 美智代副事務局長による「2018春季生活闘争の意義と目的」をテーマに研修会を開催した。「社会全体の生産性向上のためには『大手追従でない賃上げ』『付加価値の適正分配』『働き方の見直し』が不可欠である。特に労働者の70%を占める中小企業の賃上げが重要であるが、大企業の中小企業の賃金格差は大きい。昨年度の賃上げ率では中小の健闘が目立ったが、まだ格差縮小までには至らない。ぜひ、産業や地域での共闘を進めて、底上げの取り組みを強化してほしい」と強調された。また、すべての労働者の立場にたった働き方として長時間労働の是正、均等待遇実現にも力を入ると説明があった。

最後には、連合2035ビジョン(仮称)の策定についての説明がされた。「これからの日本の人口推移を踏まえ

ながら、第4次産業革命といわれる産業構造の変化を予測し、将来、誰もが希望をもって安心して暮らせる2035年をめざす。そのためにはこれまでの連合運動を資源として地域での支え合い運動をさらに広げる必要がある。日程として2018年6月に次世代に向けた『取るべき進路』を提起する」との報告があり、地方連合会としての積極的な参画が求められた。



講演する南部副事務局長

連合長野 2018 春季生活闘争方針案（骨子）

	「経済の自律的成長」「包摂的社会」 「ディーセントワーク実現」への挑戦	すべての労働者の立場に立った 「底上げ・底支え」「格差是正」の実現															
賃上げ	<ul style="list-style-type: none"> 継続は停滞ではない。真の「底上げ・底支え」「格差是正」をつくりだす。 月例賃金にこだわり、産業全体の底上げ・底支えに寄与する観点から 2%程度を基準とし、定期昇給相当分を含め 4%程度の賃上げを求める。 賃金の上げ幅のみならず、めざすべき賃金水準への到達など「賃金水準の絶対値」にこだわる取り組みとともに、中小企業で働く仲間や、非正規労働者の処遇改善に向け、大手追従・大手準拠などの構造を転換、付加価値の適正分配に加え「働き方」のつながりにも目を向ける運動を進める。 県内組織労働者の到達基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>2017年 中位数実態</th> <th>2018年 到達水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25歳</td> <td>212,400円</td> <td>213,000円</td> </tr> <tr> <td>30歳</td> <td>240,980円</td> <td>247,000円</td> </tr> <tr> <td>35歳</td> <td>270,500円</td> <td>278,000円</td> </tr> <tr> <td>40歳</td> <td>294,800円</td> <td>305,000円</td> </tr> </tbody> </table> すべての賃金の基礎である初任給について社会水準を確保する。 	年齢	2017年 中位数実態	2018年 到達水準	25歳	212,400円	213,000円	30歳	240,980円	247,000円	35歳	270,500円	278,000円	40歳	294,800円	305,000円	<ul style="list-style-type: none"> 底上げ・底支えに向けては、賃金実態の把握、到達目標水準の設定などの事前準備を踏まえ、要求根拠を明確にし要求することから始まる。 連合長野方針は、県内 39,200 名の賃金水準絶対値にこだわり、県内企業労働者の実態賃金を基準とした引上げ額をベースとしたうえで、「格差是正」「底上げ・底支え」をはかる観点で、連合長野加盟組合全体平均賃金との格差の拡大を解消する水準を設定する。 連合長野加盟組合全体平均賃金水準の 2%相当額との差額を上乗せした金額を賃上げ水準目標(6,000円)とし、賃金カーブ維持分(1年・1歳間差)(4,500円)を含め総額で 10,500円以上を目安に賃金引き上げを求める。 *賃金カーブ維持分 4,500円+2%5,000円+ 格差是正分 1,000円=10,500円 県内の実態賃金を基準とした「地域ミニマム水準」を設定し、この個別水準をすべての働く者が上回る取り組みを進める。 *地域ミニマム水準 25歳 185,000円以上 30歳 200,000円以上 35歳 212,000円以上 40歳 220,000円以上
年齢	2017年 中位数実態	2018年 到達水準															
25歳	212,400円	213,000円															
30歳	240,980円	247,000円															
35歳	270,500円	278,000円															
40歳	294,800円	305,000円															
すべての労働者の立場に立った働き方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「底上げ・底支え」「格差是正」と均等処遇をはかるため「誰もが時給 1,000円」の実現に向け取り組む。また、時給 1,000円超の場合は、37円以上を目安に要求する すべての労働組合は、企業内最低賃金を産業の公正基準を担保するにふさわしい水準で要求し協定化をはかる。また、適用労働者の拡大をはかる 男女間賃金格差の見える化をはかり、労使で問題点を共有化し、改善に向け取り組む 健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、超少子高齢化・人口減少が進む社会構造を踏まえ、「社会生活の時間」の充実を含めワーク・ライフ・バランス社会の実現をめざして、個々人の状況やニーズに合った働き方と処遇のあり方について総合的な検討と協議を行う。 すべての労働組合は、長時間労働は正に向けた労働基準法改正が行われることの趣旨と意義を踏まえ、先行的に職場の基盤づくりに取り組む。 職場における均等待遇実現に向け、雇用形態にかかわらず仕事に応じた適正な処遇確保と基盤整備に先行的に取り組む。 男女の人権が尊重され、仕事と生活の調和が取れる社会の実現をめざし、職場における男女平等や両立支援の促進に向け、職場における男女平等の実現、両立支援の促進など、闘争方針に基づいた取り組みを行う。 すべての職場におけるディーセント・ワークの実現、ワーク・ライフ・バランスの推進、コンプライアンスの徹底をはかる観点から、ワークルール遵守の取り組みを推進する。 																
政策・制度実現に向けて	<ul style="list-style-type: none"> すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」に向け「2018年度重点政策方針」を踏まえ政策・制度実現の取り組みを運動の両輪として推し進める。 																
闘争の推進基本的視点	<ul style="list-style-type: none"> 「実効性ある『働き方の見直し』をめざした労使関係のあり方（仮称）」をテーマに、地域のあらゆる関係者との連携による「地域フォーラム」を2018年5月26日に開催する 雇用・生活条件の課題解決に向け、政策・制度実現を運動の両輪と位置付けた運動の展開 「クラシノソコアグ応援団！」第3弾の取り組みと連動し、暮らしの「底上げ」を広く社会に浸透させるとともに、職場と一体となった取り組みを推進する。 																
<p>※労使協議の定期化・定例化に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての労働組合は、今次闘争において定期的な労使協議の場の設置を確認し、「将来にわたる雇用=企業を創る」「人が生きる経営」に基づく経営課題の共有化から、「経営基盤強化」「求められる人材像」「生産性向上の正しい理解と実践」などの定期的協議を実践することで、これからの安心や豊かさにつながる責任をはたす。 社会・産業全体に関わる課題となっている、働き方の見直しや長時間労働の是正、法改正への対応と生産性向上への対応などの重要なテーマについては「労使専門委員会」などを組織し、十分な検討・協議を経て実効性ある取り組みにつなげる。 																	

求めています。土地・中古住宅情報

土地を売りたい

中古住宅を売りたい

買取り価格の査定をして欲しい



長野県下全域に1,700戸を超える優良宅地『レインボータウン』を分譲しました。
まずは信頼の住宅生協にご相談ください。

長野県知事(10)2490号

長野県労働者住宅生活協同組合

〒380-0838長野市東町523番地 ろうきんビル7F tel.026-234-0283 長野県住宅生協 様案
 松本事務所/〒390-0841 松本市渚1丁目2-1 tel.0263-88-5061 http://www.jyusei.jp/

長野からアフリカ・マリ共和国へ

「貧困と格差」のない社会を願い 国際協力田米を贈る「国際協力田」の取り組み — 国民運動・環境委員会 —

1月16日(火)、JA長野県ビルロビーにて、「国際協力田米発送式」が行われ、国民運動・環境委員会、長野地協・松本広域より9名が参加した。国際協力田米の取り組みは、JA長野県グループが取り組んでいる「国際協力田運動」の趣旨に賛同し、2010年より国民運動・環境委員会が中心となり取り組んでおり、2017年で「国際協力田運動」は20周年を迎えた。

昨年5月～6月に田植え、9～10月に稲刈り・脱穀した、上伊那、安曇野、長野の協力田米合計1,028kgと、JAグループの皆さんが収穫した米とあわせて合計8トンをアフリカ・マリ共和国へ送付した。

マリ共和国は、一人当たりの総所得が157国中142位、乳児死亡率は1000人出産当たり101人と世界ワースト8位であり、国連から後発開発途上国と定められている。また、2012年3月に軍事クーデターが起こり、政治的混乱とともに、

難民支援のため今までになく食料・米の緊急支援が必要とされている。

2018年度も引き続き、安曇野地区(松本広域主体)、長野地区(長野地協主体)、上伊那地区(農団労上伊那労組・上伊那地協)で取り組む予定で、田植えから収穫までの約半年間を通じて、安心して暮らすことができる平和な社会を考え、多くの組合員に「貧困と格差」をなくす取り組みをひろげていきたい。



▲ 杉尾議員も飛び入り参加(上伊那田)



▲ 長野田の田植え



▲ 安曇野田の稲刈り・脱穀



▲ マリへ送られる米袋

組みあわせてますます安心 全労済の

2016年2月 制度改定

マイカー共済

自動車総合補償共済

基本補償	
ご自身の補償 (人身傷害補償) 最高5,000万円 <small>(自動車事故傷害見舞金付)</small>	相手方への賠償 (対人賠償) (対物賠償) 無制限 無制限 <small>(対物賠償控除あり)</small>

(24時間・365日)マイカー共済ロードサービス付き

お車の補償(車両損害補償)

一般補償

付随諸費用補償

特約・割引

New
運転者本人・配偶者限定特約
Powerup
ハイブリッド車割引

自賠償共済

自動車損害賠償責任共済

自賠償共済(保険)とは、自賠法(自賠償保険についての法律)によって、道路を走るすべての自動車(二輪車を含む)・原付自転車を使用する際に、**加入が義務づけられている共済(保険)です。**

- お支払いできる事故
ご契約車両を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたことにより賠償責任を負った場合に共済金を支払います。
- お支払いの内容

死亡	最高 3000万円
けが	最高 120万円
後遺障害	程度に応じて4000万円～75万円

*特約系統・精神・物理的損害に新しい賠償が加わり、ご加入が必要なお客さまは常時介保・4,000万円(第1級)、一時介保・3,000万円(第2級)、上記以外の賠償責任は、3,000万円(第1級)～75万円(第14級)

マイカー共済・自賠償共済あわせてのご加入をおすすめします。